

## 2026年度 tetote 子ども助成支援制度 助成金募集要項

公益財団法人 tetote 教育財団

公益財団法人 tetote 教育財団（以下、本法人）では、tetote 子ども助成支援制度に基く、以下の助成金支給を行ってまいります。これをもって、子どもたちが未来への希望を持ち、これからの社会を生き抜く力を育むことができる機会と環境づくりに寄与してまいります。

本年度は、物価高騰の影響を受けながらも地域で子どもの居場所づくりに取り組んでいる子ども食堂運営事業を重点支援分野として、助成事業を実施します。

項目	内容
1 対象事業	(1) 子ども食堂運営事業 (2) 子ども食堂を中心とした子どもの居場所づくり活動と一体的に実施する事業
2 応募要件	応募団体は、次の要件を全て満たすものとします。 ① 日本国内に活動拠点を有し、本助成金の趣旨に適合する活動を継続的に行っている団体※別表Ⅰであること。 ② 日本国内に生活する子どもを対象として、子どもの健全育成及び子どもの居場所づくりの推進に資する活動を行っていること。 ③ 申請年度1月1日時点において、法人設立後10年以内であること。 ④ 前年度決算書（又はこれに準ずる収支決算書）を提出できること。 ⑤ 日本国内において子ども食堂を継続的に運営していること。※子ども食堂と一体的に、学習支援活動、その他子どもの健全育成に資する活動を実施している場合、その活動についても助成対象とする。 ⑥ 事業実施において、代表者、運営スタッフ及び協力者等の必要な人員を確保しており、安全面及び衛生面について適切な配慮がなされていること。 ⑦ 参加者の費用負担が無料又は実費程度であること。 ⑧ 参加者の個人情報適切に管理する体制を有していること。 ⑨ 地域への適切な周知を行い、対象となる子どもの参加を促す取組を実施していること。

3 助成金額、支給日	<p>1 件あたり 20 万円、年間総額 200 万円を限度として、選考委員会が審査※別表Ⅱを行い、決定いたします。</p> <p>助成金は、2026 年 9 月中旬～下旬に指定口座への振込支給いたします。</p>
4 助成対象期間	2026/10/1～2026/9/30 までの費用
5 応募の手続	<p>下記の書類を本法人に提出してください。</p> <p>(1) 交付申請書（所定様式）</p> <p>(2) 助成事業計画書（所定様式）</p> <p>(3) 事業収支計画書（所定様式）</p> <p>(4) 定款の写し</p> <p>(5) 登記簿謄本</p> <p>(6) 前年度決算書（又はこれに準ずる収支決算書）</p> <p>(7) 団体の活動実態が分かる書類 2 点以上（概ね 6 か月以内の写真・チラシ・パンフ・ポスター）</p> <p>(8) その他必要と認められる書類</p> <p>応募書類は、採否に関わらず返却いたしません。</p>
6 募集期間	<p>2026 年 7 月 6 日～7 月 31 日</p> <p>2026 年 7 月 31 日までに本法人に到着するよう郵送してください。持参による直接の応募は受け付けておりません。</p>
7 選考・決定	2026 年 8 月 20 日～8 月 31 日において、本法人の選考委員会による書類選考を行い、理事会が決定します。
8 結果通知	2026 年 9 月上旬に本法人理事長より、書面にて通知いたします。選考の経過及び決定の理由等はお答えいたしません。
9 取消し、中止、返還	<p>助成対象者が以下に該当する場合は、助成金の支給決定の取り消し、支給の中止、又は助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができます。</p> <p>(1) 助成金を他の用途へ使用したとき。</p> <p>(2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき</p> <p>(3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき</p> <p>(4) その他不正の行為があると認められたとき。</p>
10 助成対象者の義務	<p>助成対象者は、2027 年 10 月 31 日までに活動成果・支出金額等について記載した「完了報告書」を提出いただきます。</p> <p>本法人ホームページにて助成対象者の活動実績を公表いたします。</p>

11 その他	助成金の支給実績に係る情報等（個人情報を除く）を本法人ホームページにて公表いたします。 詳細につきましては、本法人ホームページをご覧ください。 <a href="https://tetote-kyoiku.com">https://tetote-kyoiku.com</a>
--------	---

別表 I

※1 助成対象となる団体

助成対象となる団体は、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）等、非営利活動又は公益事業を行う法人とします。

任意団体（法人格のない団体）及び株式会社等の営利法人からの申請は受け付けません。なお、一般財団法人及び一般社団法人については、非営利性が徹底された法人のみを対象とします。

別表 II

助成金額の審査基準

対象者／実施回数	年～4回 実施	年5～9回 実施	年10回以上 実施
～9名	30,000 円	70,000 円	120,000 円
10～19名	50,000 円	100,000 円	160,000 円
20名～	90,000 円	160,000 円	200,000 円

次の事項を総合的に審査します。

- 子どもたちの健全な成長及び居場所づくりに資する事業であること。
- 子どもたちにとって有意義な学びや体験の機会を提供する事業であること。
- 事業の目的及び実施内容が明確であり、適切な運営体制が整備されていること。
- 必要な人員及び設備が確保され、安全かつ継続的な事業運営が見込まれること。
- 地域の実情や課題を踏まえた創意工夫及び公益性が認められること。
- 当財団の助成目的に適合し、助成効果が期待できる事業であること。

※上表の助成金額は目安であり、選考委員会において総合的に審査した結果、基準金額と異なる助成額を決定する場合があります